

- 制定・改廃の概要 -

条例・規則名 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律関係手数料条例の一部を改正する条例

公布年月日・番号 平成15年3月14日・東京都条例第37号

1 概要

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）を全部改正する鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）が、平成15年4月16日に施行される。これに伴い、関係規定を整備する。

- (1) 法の名称変更に伴う題名の改正
「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律関係手数料条例」
「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律関係手数料条例」
- (2) 引用する法律名の改正（第1条）
「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）」
「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）」
- (3) 手数料事務の根拠条文、手数料の名称の改正（別表）

（例）

旧		新	
事務	名称	事務	名称
7 法第13条の規定に基づく鳥獣飼養許可証の交付	鳥獣飼養許可証交付手数料	1 法第19条第1項の規定に基づく鳥獣の飼養の登録の申請に対する審査	鳥獣飼養登録申請手数料

- (4) 手数料の新設（別表）
狩猟者登録変更登録申請手数料 1,900円

2 施行期日

平成15年4月16日

3 問い合わせ先

環境局自然環境部部計画課鳥獣保護担当

直通電話 03(5388)3505

都庁内線 42-663